

## 函館市介護職員等資格取得支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、函館市介護職員等資格取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、介護職員等が次に掲げる研修を受講した受講料等の一部を支援することにより、市内に所在する介護サービス事業所等（以下「事業所」という。）における新たな人材の参入と職員の定着ならびにキャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保と質の高いサービス提供を図ることを目的とする。

(1) 介護職員初任者研修

(2) 介護福祉士実務者研修

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) この要綱において「介護職員初任者研修」とは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修に係るものとす。

(2) この要綱において「介護福祉士実務者研修」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号または第6号に規定する研修をいう。

(3) この要綱において「介護サービス事業等」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業

エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

カ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームの運営（公的機関が設置、運営する養護老人ホームは除く。）

キ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第28条第1項各号および第2項第6号に規定するサービスを行う事業（公的機関が設置、運営する事業所でサービスを行う事業は除く。）

ク 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項1号に規定する救護施設の運営（公的機関が設置、運営する事業所を除く。）

(4) この要綱において「介護サービス事業者等」とは、前号に掲げる事業を行う事業所を有する法人をいう。

(5) この要綱において「介護職員等」とは、介護サービス事業者等が直接雇用し、事業所における主たる業務が、施設内における入浴介助、排泄介助もしくは食事介助などの身体上の介助、訪問による身体介護、生活援助もしくは移動支援またはこれらに準じる業務など利用者への直接介護等に従事する者をいう。

(6) この要綱において「受講料等」とは、研修の実施機関が受講にあたって定める受講料、テキスト代および実習代とし、補講等に係る費用および手数料は含まないものをいう。

(7) この要綱において「支給金」とは、介護サービス事業者等において、介護職員等が負担した受講料等の全額について、給与、賃金および諸手当等と明確に区別して介護職員等に支給した金銭をいう。

(8) この要綱において「高等学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する全日制、定時制および通信制の高等学校、特別支援学校の高等部ならびに専修学校の高等課程をいう。

(9) この要綱において「大学等」とは、学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校および専修学校（専門課程に限る。）をいう。

（補助対象者）

第4条 この補助金の対象者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 個人の補助対象者

研修を受講し修了した介護職員等

(2) 法人の補助対象者

自らが雇用している介護職員等が受講し修了した研修の受講料等を全額負担した、または支給金を支給した介護サービス事業者等

（補助対象経費）

第5条 個人の補助対象者については、受講し修了した研修の実施機関に直接

支払った受講料等とし、介護サービス事業者等から受講料等に対し助成を受けている場合は、当該助成に係る額を除いた額とする。また、法人の補助対象者については、介護職員等が受講し修了した研修の実施機関に直接支払った受講料等または支給金とする。

- 2 研修の修了日が申請日から過去1年以内である場合の受講料等を補助の費用の対象とする。
- 3 法人の補助対象者自らが研修の実施機関として開講する研修を、自らが雇用している介護職員等に受講させる場合の受講料等については、補助の対象としない。
- 4 受講料等に対して、国、道または他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けている場合は、補助の対象としない。ただし、研修の実施機関における割引制度等を利用した場合については、その利用後の額を補助の対象とする。
- 5 高等学校等または大学等の授業等において受講した研修の受講料等については、補助の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修、それぞれに対し、補助対象経費の2分の1以内の額（受講者1人につき5万円を上限とする。）を予算の範囲内で交付するものとする。なお、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式の申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 研修の修了証明書の写し
  - (2) 研修の実施機関発行の受講料等の領収書の写し（あて名は補助対象者のものに限る。ただし、介護職員等に対し支給金を支払った法人が補助対象者の場合は、受講した介護職員等のあて名でも可とする。）
  - (3) 雇用証明書（別記第2号様式、1か月以内に発行されたものに限る。）
  - (4) 個人の補助対象者において、介護サービス事業者等から受講料等に対し助成を受けている場合は、当該助成を受けたことが分かるもの
  - (5) 法人の補助対象者において、介護職員等に支給金を支払っている場合は、支給明細書の写し
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者が研修の補助金の交付を受けようとするときは、介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修、それぞれに対し、第1項各号に掲げる

書類を提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付を決定した場合は、速やかに交付するものとする。ただし、補助金の交付は、介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修、それぞれに対し、受講者1人につき1回を限度とする。

(決定等の取消しまたは補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、またはすでに交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。